第二条第五項及び第六項を次のように改める。

5　規則第八十七条第三号イ及び第百六十二条第三号イに規定する額（価格変動等リスク相当額）は、別表第七に掲げるそれぞれのリスク対象資産の貸借対照表計上額から別表第七の二に掲げるそれぞれのリスク対象資産に対応する対象取引残高を控除した残額（デリバティブ取引によるリスクヘッジ効果を得るために同表に掲げるリスク対象資産に対応する同表に掲げるデリバティブ取引を行っている場合には、当該貸借対照表計上額を限度として、同表のリスクヘッジの効果の額を控除した残額）にそれぞれのリスク対象資産に係る別表第七のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額から、別表第七の三1．に規定する分散投資効果（分散投資によるリスク減殺効果をいう。以下同じ。）の額を控除した残額とする。

6　規則第八十七条第三号ロ及び第百六十二条第三号ロに規定する額（信用リスク相当額）は、次に掲げる額の合計額とする。

一　別表第八に掲げるリスク対象資産の貸借対照表計上額にそれぞれのリスク対象資産に係る別表第九に掲げるランクに応じた別表第八のリスク係数の欄に掲げる率（次号において「ランク別リスク係数」という。）を乗じて得た額を合計した額

二　金融保証（債券又はデリバティブ取引に係る債務の保証（再保険を含む。）をいう。以下同じ。）の保証金額（当該金融保証について支払備金に相当するものを積み立てている場合には、その額を控除した額）に当該金融保証の対象であるそれぞれのリスク対象資産に係るランク別リスク係数を乗じて得た額を合計した額から、当該金融保証に係る未経過保険料の額を控除した残額

第二条第八項第一号中「同表のリスク係数」を「別表第十二のリスク係数」に改め、同項第二号中「別表第十二」を「別表第十一」に、「同表のリスク係数」を「別表第十二のリスク係数」に改め、同項第三号中「別表第八の」の下に「貸付金、債券及び預貯金に係る」を加え、同条第十項中「別表第十六」を「別表第十七」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第八十七条第三号ホ及び第百六十二条第三号ホ」を「第八十七条第三号ヘ及び第百六十二条第三号ヘ」に改め、同項第一号中「別表第十四」を「別表第十五」に改め、同項第二号中「別表第十五」を「別表第十六」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　規則第八十七条第三号ホ及び第百六十二条第三号ホに規定する額（信用スプレッドリスク相当額）は、別表第十四の取引の区分に応じたリスク対象資産の額にリスク係数の欄に掲げるリスク対象資産の所在地の区分に応じた率を乗じた額の合計額とする。

備考

1．リスク対象金額となる危険保険金額、個人年金保険期末責任準備金額及び危険準備金積立限度額からは、出再額を控除し、受再額を加算する。

2．個人年金保険期末責任準備金額からは、確定年金の支払を約した個人年金保険契約（確定年金以外の支払に契約内容を変更できるものを除く。）に係る責任準備金の額及び当該個人年金保険契約以外の個人年金保険契約であって、あらかじめ年金支払開始日における予定死亡率を用いて年金額を計算することを算出方法書に定めている保険契約（年金支払開始前であるものに限る。）に係る責任準備金の額を除く。

別表第一の二の備考中「リスク対象金額」の次に「となる危険準備金積立限度額から」を加える。

別表第二を次のように改める。

別表第三

保険の種類	保険料基準		保険金基準	
	リスク対象金額	リスク係数	リスク対象金額	リスク係数
火災保険（家計地震保険を除く。）		15%		33%
傷害保険		14%		33%
自動車保険		13%		22%
船舶保険		66%	正味発生保険金	81%
積荷保険	正味既経過保険料	20%		44%
その他の保険（自動車損害賠償責任保険及び金融保証を除く。）		27%		41%

備考

1．家計地震保険とは、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第二条第二項に規定する地震保険契約をいう（以下同じ。）。

2．正味発生保険金については、巨大災害に係るものの額を除くこととし、直近の三事業年度（外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本における直近の三事業年度）の平均値を使用することとする。

別表第四備考中「・　ρ」を「1．ρ」に、「・　a」を「2．a」に改め、「自動車損害賠償責任保険」の次に「及び金融保証」を加える。

別表第五及び別表第六を次のように改める。

別表第五

保険の種類	地震災害リスク相当額		風水災害リスク相当額	
		推定正味支払保険金の算出方法		推定正味支払保険金の算出方法
火災保険（家計地震保険を除く。）	関東大震災に相当する規模の地震が発生したときの推定正味支払保険金	規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百三十号。以下「告示第二百三十号」という。）第一条の二の規定に基づくリスクカーブにおける再現期間200年に対応する地震が発生した場合の推定支払保険金等に基づいて算出する。	昭和34年の台風第15号（伊勢湾台風）に相当する規模の台風が発生したときの推定正味支払保険金	告示第二百三十二号第一条の二の規定に基づくリスクカーブにおける再現期間70年に対応する台風が発生した場合の推定支払保険金等に基づいて算出する。
傷害保険				
自動車保険				
船舶保険				
積荷保険				
その他の保険（自動車損害賠償責任保険及び金融保証を除く。）		地震災害リスクを担保する保険契約等が付されている物件等のうち、被害が想定されている地域に存在するものの正味保険金額及び被災率等に基づいて算出する。		風水災害リスクを担保する保険契約等が付されている物件等のうち、被害が想定されている地域に存在するものの正味保険金額及び被災率等に基づいて算出する。
家計地震保険	責任限度額			